

山形県県民みんなで地産地消 電力買取プラン公募要領

1 目的

本県では、「山形県エネルギー戦略」を策定し、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの地産地消に取り組んでいます。

この再生可能エネルギーの地産地消を推進するため、固定価格買取制度等に寄らない自家消費型を前提とした太陽光発電設備を導入された方に向け、余剰電力の買取を行う小売電気事業者等を募集し、当該事業者の買取プランを「山形県県民みんなで地産地消電力買取プラン」（以下「買取プラン」という。）として紹介する事業を実施します。

2 募集内容

県内で、固定価格買取制度等に寄らない自家消費型を前提とした太陽光発電設備を導入された方から、余剰電力の買取を行う小売電気事業者等の買取プランを募集します。

3 登録申請

(1) 登録事業者の要件

登録事業者は、次の要件をすべて満たしていること。また、誓約書の提出をもって事実を確認できること。

ア 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと

イ 過去6月以内に不渡手形又は不渡小切手をだしていないこと

ウ 次の申立てがなされていないこと

(ア) 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

エ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと

オ 県税その他の租税を滞納していないこと

カ 山形県が措置する指名停止期間中の者でないこと

キ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと

ク 次の各号のいずれにも該当しないこと

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(イ) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(ウ) 法人にあっては、代表者又は役員のうち、暴力団員に該当する者があるもの

(2) 買取プランの登録要件

山形県エネルギー戦略の趣旨から、買い取った電力について、下記のいずれかに該当する地産地消に資するプラン又は事業者が行うプランであること。

ア 買い取った電力について、トラッキング等を活用し、県内で消費されたことを証明する買取プラン

イ 申請者が行う小売電気事業の契約電力に占める県内需要家電力の割合が8割以上である事業者が行う買取プラン

ウ その他県が再生可能エネルギーの地産地消であると認めた買取プラン

4 買取プランに係る役割分担

(1) 山形県

買取プランについて、県ホームページに掲載するなど様々な手法で周知活動を行う。

(2) 登録事業者

登録を受けた後、次の業務を行う。

ア 余剰電力買取に関する相談及び契約締結

イ 買取プランに係る対応状況の定期報告（様式2）

ウ 個人情報の管理

5 登録申請受付期間及び方法

(1) 申請受付期間

通年受付（9時から17時まで）※祝日、休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 申請方法

申請書（様式1）を山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課へメールで提出。

(3) 登録処理期間

申請書に不備がない場合、申請書受理後、2週間程度で登録を行います。

6 登録後の手続き

(1) 変更または追加承認

登録事業者が登録された買取プランの変更や追加または事業実施体制についての変更を行う場合、当該事象の発生日の1か月前までに変更・追加承認申請書（様式3）を提出しなければならない。

(2) 買取プランの抹消

登録事業者が買取プランを廃止する場合、廃止する日の1か月前までに抹消承認申請（様式4）を提出しなければならない。

(3) 手続き方法・処理期間

上記（1）（2）については、「5 登録申請受付期間及び方法」の規定を準用する。

(4) 対応状況の定期報告

登録事業者は、登録を受けた買取プランに係る対応状況について、毎年度末に、当該年度の状況を様式2により報告しなければならない。

以上